

伊達市立小中学校適正規模・適正配置基本計画



令和4年1月
伊達市教育委員会

目 次

1	はじめに	1
2	計画の期間	1
3	伊達市立小・中学校の現状と課題	1
	（1）児童・生徒数の推移	
	（2）小・中学校の規模	
	（3）学校の小規模化に伴う課題	
4	学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方	6
	（1）適正規模の基本的な考え方	
	（2）適正配置の基本的な考え方	
	（3）適正規模・適正配置の基準	
	（4）適正規模・適正配置と小中一貫教育	
	（5）適正配置と公立幼稚園の再編について	
5	学校統合の実施計画	9
	（1）伊達地域	
	（2）梁川地域	
	（3）保原地域	
	（4）霊山地域	
	（5）月舘地域	
6	統合にあたって配慮する事項	11

1 はじめに

伊達市は、平成 27 年 3 月に本計画を策定、同年 11 月には小学校に併設する公立幼稚園再編方針について明記し改定しました。

これまでに小中学校の適正規模・適正配置を進めた結果、小学校については、21 校から 13 校に、中学校については 6 校と変わらないものの、令和 2 年 4 月に小中一貫教育校月舘学園を開校し、特色ある教育活動を行っています。

しかし、人口減少・少子高齢化は進行の一途をたどり、今後も小規模校が増えることから、学校の規模及び配置の適正化を図ることが必要です。

教育委員会では、伊達市教育振興基本計画の基本理念である「心豊かに未来を拓く 活力あふれる 人づくり」を推進し、次代を担う子ども達が確かな学力を身に付け、豊かな心と健やかな体の、バランスの取れた「生きる力」を育むことができる望ましい教育環境の実現を目指し、本計画を基に、学校の規模及び配置の適正化を進めていきます。

2 計画の期間

計画の期間は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を目安とします。

5 年後についても、本計画の進捗状況や将来の社会情勢、人口動態等を考慮し、次期計画を策定することとします。

計画期間中に、極端な児童生徒数の変動や国の制度改正等があった場合は、計画の見直しも検討します。

3 伊達市立小・中学校の現状と課題

(1) 児童・生徒数の推移

伊達市は合併時、小学校児童数は 4,055 人、中学校生徒数は 2,231 人でしたが、令和 3 年度には児童数 2,499 人、生徒数 1,371 人となり、児童数で 38%、生徒数で 39%減少しています。令和 8 年度には児童数が 2,200 人、生徒数が 1,256 人と減少傾向が続くと見込まれています。

○小学校の児童数の推移

(単位：人)

学校名	H18	H23	H28	H29	H30	H31	R 2	R 3	R 8
伊 達	502	545	448	457	463	441	453	481	525
伊達東	173	195	101	97	93	92	87	101	97
五十沢	50	50	23	閉校	-	-	-	-	-
富 野	63	34	24	閉校	-	-	-	-	-
山舟生	42	21	12	閉校	-	-	-	-	-
白 根	48	27	20	閉校	-	-	-	-	-
梁 川	543	495	402	500	498	502	510	482	379
堰 本	259	177	98	91	90	89	80	78	58
栗 野	129	119	62	57	57	51	52	56	51
大 枝	68	48	16	閉校	-	-	-	-	-
大 田	210	190	89	76	71	74	83	86	106
保 原	758	790	708	671	656	639	643	625	517
上保原	314	265	210	223	237	264	279	273	236
柱 沢	116	106	84	73	72	59	45	37	41
富 成	77	60	24	20	13	閉校	-	-	-
掛 田	262	250	192	177	169	156	148	161	104
小 国	73	57	22	21	19	21	22	25	23
大 石	60	40	25	26	23	16	12	閉校	-
泉 原	33	閉校	-	-	-	-	-	-	-
石 田	43	29	18	18	18	20	17	14	6
月 館 (月館学園)	204	149	86	78	76	62	85	80	57
小 手	28	24	35	34	29	27	閉校	-	-
児童数	4,055	3,671	2,699	2,619	2,584	2,513	2,516	2,499	2,200

※R2.4月：小中一貫教育校 月館学園小学校開校

○中学校の生徒数の推移

(単位：人)

学校名	H18	H23	H28	H29	H30	H31	R 2	R 3	R 8
伊 達	364	343	373	345	311	302	292	292	271
梁 川	692	581	460	408	360	349	338	343	316
松 陽	297	245	190	181	173	163	159	165	161
桃 陵	473	479	462	476	453	416	395	392	373
靈 山	265	238	156	150	134	138	136	124	102
月 館 (月館学園)	140	133	77	81	75	73	63	55	33
生徒数	2,231	2,019	1,718	1,641	1,506	1,441	1,383	1,371	1,256

※R2.4月：小中一貫教育校 月館学園中学校開校

(2) 小・中学校の規模

小・中学校の学校規模を普通学級の学級数別で見ると、小学校では3学級から20学級、中学校では3学級から12学級と大きな開きがあります。

学校別に見ると、小学校13校中、1学年3学級以上の学校が2校、1学年2～3学級が1校、1学年1～2学級が6校で、残り4校は複式学級を置く学校で、そのうち1校は3学級で編成されています。

○小学校の規模 (令和3年5月1日現在)

小学校 13校	3学級	1校	石田	複式学級あり
	4学級	2校	柱沢 小国	
	5学級	1校	栗野	
	6学級	5校	伊達東 堰本 大田 掛田 月舘学園	
	7～11学級	0校		
	12～18学級	3校	伊達(16) 梁川(18) 上保原(12)	
	19学級以上	1校	保原(20)	

○中学校の規模 (令和3年5月1日現在)

中学校 6校	3学級	1校	月舘学園
	4～6学級	2校	松陽(6) 霊山(5)
	7～9学級	0校	
	10～12学級	3校	伊達(10) 梁川(12) 桃陵(12)

(3) 学校の小規模化に伴う課題

全国的に少子化が進む中、伊達市においても学校の小規模化が進行し、学校運営や教育活動に様々な影響を及ぼしています。

具体的には、児童生徒一人ひとりの能力や特性、家庭環境等を把握しやすく、個に応じたきめ細かく丁寧な指導が行いやすいというメリットがある反面、児童生徒が相互に刺激しあい、切磋琢磨する機会が少なくなる、また、集団としての機能が弱まり、活気や活力が低下しやすいと言われていています。特に複式学級を有する学校においては、学習や集団活動における制約も多く、その解消を図ることが喫緊の課題であると考えます。

平成27年1月27日に文部科学省が公表した公立小中学校の統廃合に関する手引案（以下「手引」と表記）でも、学級数が少なくなることで生じる可能性があるデメリットや教職員が少なくなることにより顕在化する問題、これらの課題が生じた結果、児童生徒に与える影響が指摘されています。

このような課題を解決するため、地域性も勘案しながら、伊達市における学校の適正規模・適正配置を検討することとします。

	小規模校のメリット	小規模校のデメリット
児童の学習面	<ul style="list-style-type: none"> ○児童一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 ○学校行事等において、児童一人ひとりの活動機会を設定しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 ○1学年1学級の場合、ともに努力してよりよい集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。 ○運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。 ○児童数や教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りにくい。
児童の生活面	<ul style="list-style-type: none"> ○児童相互の人間関係が深まりやすい。 ○異学年間の縦の交流が生まれやすい。 ○児童一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○クラス替えが困難なことから、人間関係や相互の評価が固定化しやすい。 ○集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。 ○切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 ○組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。
学校の運営面・財政面	<ul style="list-style-type: none"> ○全教職員の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 ○学校が一体となって活動しやすい。 ○施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行っていくにくい。 ○学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。 ○教員一人に複数の校務分掌（学校事務）が集中しやすい。 ○教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。 ○子ども一人当たりにかかる経費が大きくなりやすい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者や地域社会との連携が図りやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○PTA活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい。

4 学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方

(1) 適正規模の基本的な考え方

学校教育法施行規則第41条では「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」とされていますが、伊達市の未来を担う子ども達にとって望ましい教育環境の整備に向け、学校の適正規模（望ましい学級数）の考え方を以下のとおり整理します。

- 小学校では、複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上あることが望ましいと考えます。
- 中学校についても、全学年でのクラス替えや学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上が必要となります。また、免許外指導をなくし、全ての授業で教科担任による学習指導を行うためには9学級以上が望ましいと考えます。

(2) 適正配置の基本的な考え方

小学校は地域のシンボルであり、学校と地域が一体となって教育活動が展開されているなど、地域コミュニティの拠点として重要な役割を果たしていることから、可能な限り存続させることを基本としますが、将来を見通して5学級以下になる場合は学校の統合を進めます。

中学校は、それぞれの地域において歴史的にも存在感が大きく、教育・文化活動はもとより、地域の人々の結びつきに大きく関わっていることから、現時点では統合を進めません。

(3) 適正規模・適正配置の基準

上記の考え方を踏まえ、伊達市における学校の適正規模・適正配置の基準を次のとおりとします。

〈適正規模の基準〉

- 小学校の適正規模は、クラス替えができる1学年2学級以上が望ましいが、地域の実情等を考慮し、複式学級を有しない6学級を下限の学級数とする。
- 中学校の適正規模は、全ての教科に教科担任の配置が可能となる9学級以上が望ましい。

〈適正配置の基準〉

- 学校の配置にあたっては、児童生徒の通学条件を考慮することが必要です。手引では、通学の距離基準（小学校で概ね4km以内、中学校で概ね6km以内）に加え、通学時間は「概ね1時間以内」とする目安が示されています。
- 学校統合により、基準とする通学距離を超える場合については、児童の負担面や安全面などに配慮し、スクールバスによる通学を基本とします。

(4) 適正規模・適正配置と小中一貫教育

伊達市教育委員会では、児童生徒の学習や生徒指導上の課題解決に継続的に取り組むため、中学校区毎に学力向上推進委員会を組織するなど、小中の連携強化に努めています。義務教育9年間を一体的にとらえ、児童生徒の発達段階に応じた、確かな学力、豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成を図り、小学校から中学校への円滑な接続を目指しています。

平成26年末、中央教育審議会から小中一貫教育の制度化が答申されましたが、小中一貫教育は、学びと育ちの連続性、滑らかな接続と適切な節目を確保するとともに、小規模校の課題である社会性の育成や切磋琢磨する環境の整備、多様な考え方に触れる機会の確保に大きな効果が期待できます。

また、平成28年4月に施行された改正学校教育法では、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫校を実施することを目的とする義務教育学校の制度が創設されました。

本市では、月舘地域において、施設一体型の小中一貫校月舘学園を令和2年4月に開校しました。さらに霊山地域においても、統合が進み、小学校1校、中学校1校となった際には施設分離型の小中一貫校の設立を目指します。

(5) 適正配置と公立幼稚園の再編について

伊達市では現在、公立幼稚園 5 園を設置・運営していますが、過疎化や少子化の進行により、学校の児童生徒数と同様、年々園児数も減少傾向にあり、年齢別の学級編成が困難な小規模園が増加しています。

このような中で、これまで公立幼稚園の再編については、幼稚園と保育園を一体化した認定こども園の普及推進にあわせ、認定こども園の整備された地区に所在する公立幼稚園を閉園してきたところですが、子どもの成長に必要な集団の規模を確保するためには、今後施設の再編が避けられない状況にあります。

このため、統合の対象となる小学校に併設されている公立幼稚園については、統合先の小学校区に通園可能な幼稚園、認定こども園等が設置されている場合、閉園することを基本とします。

また、小学校の統合とは別に公立幼稚園の園児数が子どもの成長に必要な集団の規模を確保することが難しい場合は、休園とし、その後再開の見込みが立たないときは、閉園していきます。

5 学校統合の実施計画

学校統合の実施にあたっては、当該学校の保護者や地域住民に十分説明し、協議を踏まえ、理解を得られるよう進めていきます。

(1) 伊達地域

伊達、伊達東小学校ともに、令和8年度までに複式学級の配置が見込まれないことから、現在の2校を継続します。

(2) 梁川地域

梁川地域の五十沢、富野、山舟生、白根、大枝小学校は、平成29年3月閉校し、梁川小学校に統合されました。令和8年度までに連続して複式学級の配置が見込まれない、堰本、栗野小学校は継続します。

(3) 保原地域

保原地域の富成小学校は、平成31年3月閉校し、上保原小学校に統合されました。柱沢小学校は4学級編成となっており、将来的にも複式学級の解消が見込まれませんが、児童数を注視していきます。

複式学級の配置が見込まれない大田、保原小学校は継続します。

(令和3年度)

(令和8年度)

学年	(令和3年度)							(令和8年度)						
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	4	5	6	計
柱沢小	6	5	5	8	7	6	37	8	7	5	10	5	6	41
上保原小	43	51	48	44	53	34	273	27	45	32	47	42	43	236
統合後の上保原小学校の児童数								35	52	37	57	47	49	277

(4) 霊山地域

霊山地域の大石小学校は、令和3年3月閉校し、掛田小学校に統合されました。小国、石田小学校は、複式学級となっており、令和8年度までに複式学級の解消が見込まれないことから、掛田小学校に統合を進めることとします。

また、2校が掛田小学校に統合した際は、霊山中学校との小中一貫校設立を目指します。

学年	(令和3年度)							(令和8年度)						
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	4	5	6	計
小国小	6	4	2	6	2	5	25	3	1	6	5	2	6	23
石田小	0	3	3	2	2	4	14	2	1	0	1	2	0	6
掛田小	26	27	29	26	19	34	161	9	14	13	22	20	26	104
統合後の掛田小学校の児童数								14	16	19	28	24	32	133

(令和3年度) (令和8年度)

学年	1	2	3	計	1	2	3	計
霊山中	33	43	48	124	34	34	34	102

(5) 月舘地域

令和2年4月に月舘、小手小学校と月舘中学校が統合し、月舘学園小・中学校として開校しました。月舘学園は、施設一体型の小中一貫校として特色ある教育活動を進めており、今後の統合の計画はありません。

6 統合にあたって配慮すべき事項

小学校の統合は、保護者や地域住民と教育上の課題や地域づくりも含めた将来ビジョンを共有し、十分な理解や協力を得ながら進めていくことを基本として、次の事項に配慮します。

- (1) 計画的に説明会や意見交換会を開催し、保護者や地域住民の意見や思いなどの把握に努めるとともに、広報紙等により情報の提供に努めます。
- (2) 円滑な学校統合を推進するため、保護者、学校関係者、地域の代表者を含めた「検討委員会」等を設置し、必要な事項を協議します。
- (3) 学校の小規模化によるデメリットや将来的な児童数の見込みなどの情報を提供すると共に、統合による効果についても共有することに努めます。
- (4) 学校の適正規模・適正配置を「伊達市教育大綱」や「伊達市総合計画実施計画」に掲げ、首長部局と緊密に連携して進めます。
- (5) 統合には、児童の学習環境や生活環境が大きく変化することによって様々な課題が付随することから、それらの課題解消や緩和のための対応策を検討します。
- (6) 統合を契機とした魅力ある学校づくりのため、保護者や地域住民のニーズを十分勘案した上で、小中一貫教育の導入等の先進的な取組を検討します。
- (7) 「小中一貫教育」については、新たな教育施策の一助となるように、調査研究を重ね、学習内容や指導方針、カリキュラムを含めた接続の効果を高める取組を検討します。

伊達市立小中学校適正規模・適正配置基本計画

平成 27 年 3 月策定

平成 27 年 11 月改正

伊達市教育委員会

伊達市保原町字舟橋 180 番地

電話 024-573-5852（教育総務課）
